

○四日市市火災予防条例第18条に規定する避雷設備の指定について

平成23年2月7日消防本部告示第2号

改正

令和元年8月19日消防本部告示第10号

四日市市火災予防条例(昭和48年四日市市条例第49号)第18条の規定に基づき、  
避雷設備の日本産業規格を次のように指定する。

(1) J I S A 4 2 0 1 (建築物等の避雷設備(避雷針)) - 1 9 9 2

(2) J I S A 4 2 0 1 (建築物等の雷保護) - 2 0 0 3